

職員の給与等に関する報告及び勧告について（談話）

令和6年10月4日
長崎県人事委員会
委員長 水上 正博

本日、本委員会は、県議会議長及び知事に対し、県職員の給与等について報告及び勧告を行い、この勧告が実施されるよう要請いたしました。

本委員会が、本年4月における県内民間給与と職員給与を調査したところ、民間給与が職員給与を2.80%上回っていました。特別給（ボーナス）についても、民間の支給割合が職員の支給月数を0.10月分上回っていました。

この結果、本年の職員の給与については、月例給と特別給の双方について、本年8月8日の人事院勧告の内容に準じた改定を行うよう勧告したものであります。

また、人事院は、本年の勧告において、人材の確保への対応、組織パフォーマンスの向上、Well-beingの実現に向けた環境整備といった人事管理上の重点課題に対し、給与面から取り組むために、給与制度のアップデートとして新俸給表への切替えや諸手当等の見直しについても言及しました。

本県におきましては、地方公務員法の均衡の原則等の各種原則に基づき検討を行い、人事院勧告の内容に準じた見直しを行うよう勧告したものであります。

職員の人事管理に関する報告においては、県政を取り巻く環境が大きく変化する中、県政上の諸課題に対応し、効果的・効率的な行政サービスを提供していくためには、行政を支える公務組織のパフォーマンスを向上させていく必要があるとしており、

- 1 人材の確保にあっては、中長期的な視点を持った採用試験の総合的な見直しに取り組む必要があること、また、人材確保の現状が危機的状況であることを組織全体での共通認識とし、公務の魅力発信等について一体的に取り組む必要があること
- 2 人材の育成等にあっては、若いうちから自律的なキャリア形成意識やマネジメント能力の向上を図る必要があること、また、人事評価の精度を向上させ、より一層透明性・納得性・客観性を確保する必要があること
- 3 働き方改革と勤務環境の整備にあっては、長時間労働の是正について、管理職員等のマネジメント力の強化を図るとともに、デジタル化・DXの推進などにより公務能率の向上に努める必要があること、また、学校現場においても、勤務時間の適正な把握・管理に努めるとともに、教職員の業務負担軽減に取り組む必要があること等を言及しております。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与等を確保する機能を有するものであり、長期的な視点からみると、県民の理解が得られる給与水準を職員に対し保障するとともに、人材の確保、職員の士気の保持、ひいては県行政運営の安定に資するものと考えております。

県民各位におかれましては、人事委員会勧告制度の趣旨について御理解をいただきたいと思ひます。

県職員の方々にあつては、日々全力で県行政の推進に取り組んでおられることに敬意を表します。引き続き、県民からの期待と信頼に一層応えられるよう、効率的な業務遂行と行政サービスの向上に努めるとともに、高い倫理観と使命感を持って職務に精励されるよう要望します。